

第 3 6 回太田市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和 5 年 7 月 1 1 日（火）午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 2 0 分
開催場所	太田市役所 議会棟 4 階 常任委員会室
出席委員	齊藤早苗委員、長島佳男委員、湯沢昭委員、矢部伸幸委員、八長孝之委員、木村浩明委員、松川翼委員、松浦武志委員、本木秀典委員、石川哲委員、箱田美紀委員、中村芳恵委員、野口晃委員
欠席委員	加藤正己委員、稲塚祐輔委員、柿崎誠委員
事務局出席者	都市政策部 田村部長、高橋副部長 都市計画課 石崎課長、久保田課長補佐、塚本係長代理、齋藤主事、宍戸主事 花と緑の課 鈴木参事、高山課長補佐 建築指導課 井上参事、森係長代理
議案	議案第 1 号 太田市都市計画墓園の変更に伴う都市計画決定の変更について 議案第 2 号 太田都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について
事務局 (塚本代理)	<p>只今より、第 3 6 回太田市都市計画審議会を開会いたします。進行を務めさせていただきます、都市計画課の塚本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただきますが、これからの発言につきましては、前にありますマイクのボタンを「マイクオン」にして、赤いランプ点灯の状態が発言していただき、発言が終わりましたらスイッチをもう一度押していただき、オフにするようお願いいたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項に、「委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない」と規定されておりますが、本日は、1 6 名の委員のうち 1 3 名がご出席いただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、太田市都市計画審議会の会長であります、湯沢会長より改めてご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>

<p>湯沢会長</p>	<p>皆さんよろしくお願いいたします。都市計画の流れの中で、最初の計画を作成する段階でまちづくりや道路、土地、施設の整備などの色々な項目について、一度市民の意見を聞いております。その後、それらの意見に基づき、市が都市計画の原案を作成します。その原案に対して、二度目の意見を募集し、意見が出た場合にはこの審議会の中でご披露して、審議をしていただくこととなります。それを経て、この審議会都市計画の内容についてご議論をいただき、問題がなければ、県との協議をし、この審議会の中で多数の賛成が得られれば、公布をするというふうに決定しています。先ほどもお話しましたが、都市計画の中身は非常に複雑な部分があり全て市民生活に直結しているという部分となりますので、慎重なるご審議をいただいた上でご同意いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (塚本代理)</p>	<p>引き続きまして、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、太田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。湯沢会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>それでは、ご指名をいただきましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきますと思います。まず本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思いますので、ご了承賜りたいと思います。</p> <p>日程第3、会期の決定について、太田市都市計画審議会条例施行規則第5条第1項に基づきお諮りいたします。</p> <p>本会議の会期は、本日一日と致したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>次に日程第4、太田市都市計画審議会条例施行規則第9条第2項に基づき、議事録署名人2名をご指名いたします。</p> <p>議席番号3番 齊藤 早苗 委員 議席番号4番 長島 佳男 委員</p> <p>をご指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、議事に入る前に、審議会の公開について、本日の審議会を公開とするか否かについてご検討をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (久保田補佐)</p>	<p>本日上程の議案につきましては、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。</p> <p>よって、太田市都市計画審議会条例施行規則第7条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。</p> <p>審議会の公開につきましては、以上となります。</p>

湯沢議長	それでは、事務局の説明のとおり、本日の議案については、公開とし、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
湯沢議長	異議なしと認め、本日の議案については公開とし、傍聴を認めることといたします。本日の傍聴者はいらっしゃいますか。
事務局 (久保田補佐)	本日の傍聴者でございますが、3名となっております。
湯沢議長	それでは、事務局は傍聴人を入場させてください。
事務局 (宍戸主事)	(傍聴人入場)
湯沢議長	まず、傍聴人の方に注意を申し上げさせていただきます。太田市都市計画審議会条例施行規則第4条に基づきまして、議場の秩序を乱す行為をされた場合には、退場していただくということになっておりますので、ご注意願いたいと思います。 次に日程第5、議事に入りたいと思います。 本日は2議案ございます。 それでは、議案第1号「太田市都市計画墓園の変更に伴う都市計画決定の変更について」を担当課より説明していただきたいと思います。よろしくお願いたします。
花と緑の課 (鈴木参事)	花と緑の課の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。 それでは、議案第1号につきまして説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。 議案第1号 太田市都市計画墓園の変更に伴う都市計画決定の変更について(太田市決定) 太田市都市計画墓園の変更に伴う都市計画決定を別紙の通り変更する。 令和5年7月11日提出。太田市長、清水聖義。 初めに、八王子山公園の概要を説明いたします。八王子山公園は、環境に恵まれた低廉な墓地を供給するため、昭和60年に都市計画決定された公園機能を有する墓園であります。現在、八王子山公園には3,699基の墓地がありますが、全て分譲済みであり、新規の受け付けは現在行っておりません。 それでは2ページ、理由書をご覧ください。八王子山公園は、環境に恵まれた低廉な墓地を供給するため、昭和60年に都市計画決定され、昭和61年に事業認可を受けて事業に着手し、当初の都市計画では16.9haの敷地に約2,000基の墓地が計画されました。その後、旧3町(尾島町、新田町、藪塚町)の合併等に伴う市民からの墓地の需要の高まりを受け、平成17年に0.4haの追加を行い、現在の17.3haの敷地に3,699基の墓地が建設されました。しかしながら、平成30年までに全件分譲済みとなっております。平成29年からは、八王子山公園納骨堂によ

<p>花と緑の課 (鈴木参事)</p>	<p>る埋葬を行っておりますが、今もなお市民から墓地に対する高い需要があります。よってこの要望に応えるべく、現在の既設の敷地から東側の菅塩町内に新たに2.5haの敷地と、約1,000基の墓地を追加するものであります。</p> <p>次に、3ページ、総括図をご覧ください。今回の都市計画決定の変更に関する総括図となっております。八王子山公園は、現在17.3haが既に決定されておりますが、これに2.5haを追加して、19.8haとするものであります。</p> <p>続きまして、4ページ、計画図をご覧ください。図面の右側の黄色い境界線までが現在の八王子公園のエリアとなります。この東側に赤い線で記載された区域までの2.5haを追加するものであります。</p> <p>続きまして、5ページ、土地利用計画図をご覧ください。図の中で、白くマス目に区切られた箇所が墓地エリアとなります。約1,000基の建造を計画しております。敷地南側には、今回の2.5haの敷地の排水調整のため、調整池を設けております。</p> <p>続きまして、6ページの案内図をお願いします。既設の八王子山公園からは、図面の右側にある第7号墓所と第10号墓所の園路を延伸して、接続する経過となります。</p> <p>議案第1号の、内容説明については以上となりますが、最後に、当該案件についての住民意見反映措置の結果を口頭によりご報告いたします。</p> <p>まず、当該都市公園決定変更原案について公聴会を実施すべく、原案の閲覧及び公述希望者の募集を、令和5年2月15日から3月1日まで実施いたしました。その結果、電話で2件と窓口で1件の問い合わせがありましたが、公述希望者はありませんでした。そのため、令和5年3月8日に予定されていましたが、当該案件に係る公聴会は中止といたしました。また、案の公示・縦覧につきましても、令和5年5月2日から15日まで実施しましたところ、縦覧者及び意見の提出はございませんでした。</p> <p>住民意見反映措置結果の報告は以上でございます。これをもちまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>只今、担当課より議案第1号「太田市都市計画墓園の変更に伴う都市計画決定の変更について」の説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、審議をお願いいたします。皆様、何かご意見ご質問等がありましたらいただきたいと思っております。いかがでしょうか。</p>

<p>長島委員</p>	<p>長島でございます。2つほど質問させていただきます。</p> <p>まず、先ほどの説明の中で、住民から意見を聞くのは公聴会等となっておりますが、公聴会以外でもそういうことができるのではないかと思います。公聴会というと、その場で住民が手を挙げ、都市計画の決定や変更における自らの意見を行政に対して述べるという形となっておりますが、周辺住民の方が受け入れにくいのではないかとこの疑問があります。最近が高齢化が進むとともに、車社会が浸透してきていることから、車が運転できない方などを考えますと、地元で地権者の方々の話を聞く機会を設ける選択肢も必要だったのではと感じたのが1点です。</p> <p>もう1点は、今回の計画だと約1,000基の墓地を追加するために墓園を拡大するものとされており、市民の需要を踏まえて拡大するのは必要なことだと思いますが、今後人口が増加し、墓地と人口との関係を考えてどのくらいの用地が必要になるのだろうかと思います。今考えるべきかどうかは別として、現実的に考えるとかなりの規模の用地が取られていくことが考えられます。亡くなった方の霊を弔うという意味では、当然お墓があった方がいいと思いますが、その点に関して都市計画を作る段階でどんな話をされたのかを参考までお聞かせいただきたいです。以上です。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>大きく分けて2つの質問がありましたが、いかがでしょうか。</p>
<p>花と緑の課 (鈴木参事)</p>	<p>公聴会については、広報した後、住民側から意見をもらうような格好になっております。住民説明会も行っておりまして、その他にも意見がある方は、個別にうちの方で対応しております。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>ちなみに住民説明会にはどのくらいの方が参加したのですか。</p>
<p>花と緑の課 (鈴木参事)</p>	<p>約40名の地権者の方から参加申し込みがありましたが、実際にいらしたのは半分ほどでした。内容としては、本計画の概要や今後のスケジュールについての説明を行いました。その中で、相続について相談される地権者の方もいましたので、そのようなことも受けております。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>それでは、2点目の質問についてはいかがでしょうか。</p>
<p>花と緑の課 (鈴木参事)</p>	<p>本計画で2.5haに対して1,000基ということになっており、仮に1,000基埋まったとしても、現状としては納骨堂があるため、そちらに案内する格好になっていくと思います。納骨堂にはお骨が1,500体ほど入るようになっており、墓地は無いがどうしても納めたいという方がいる場合に案内する形を想定しています。</p> <p>ただ、うちの墓園から民間や他の墓地に移るといった方もいらっしゃるのが現状です。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>墓じまいというのはどうなっているのでしょうか。</p>

花と緑の課 (鈴木参事)	現状はありません。年間10基ほどは返還され、十分にクリーニングをした後、再分譲するという流れとなります。 相続人がいなくなる方は、前もって納骨堂へと移す方もいらっしゃいます。
湯沢議長	ありがとうございます。 私も墓地の需要予測を実施したことがあります、「これだけの数が必要である」と正確に決めることができないため、非常に難しい議論です。前橋市も年々少なくなっていますが、去年あたりから樹林墓地という、1つ1つは独立していますが、それぞれが1つの敷地の中に納骨されるという形態が増えており、たとえ敷地が狭くてもかなりの数を埋葬できるため、採用している自治体もあるそうです。 他に意見等はございますか。
木村委員	計画図を見ると、増加予定の墓地数に対して駐車場が10分の1ぐらいのように見えます。命日のお参りであれば問題ないと思いますが、お彼岸やお盆の時期となると、比較のお参りの日が集中することもあるのではないかと考えられます。今までのこの墓地の利用状況と駐車場の割合の関係からしても、これで間に合うというような想定なのかどうかをお聞きしたいと思います。
花と緑の課 (鈴木参事)	これまで、お彼岸やお盆の時期だと駐車場混雑して止められないという苦情は特に聞いておりませんので、現状に合わせた駐車場の数で問題ないと考えております。
湯沢議長	他にいかがでしょうか。 太田市には「おうかがいい市バス」というデマンドバスがあると思いますが、このバスのための新たなバス停を設置する予定はあるのでしょうか。
花と緑の課 (鈴木参事)	現状は考えておりませんが、今後担当課と話を進めていくつもりです。
湯沢議長	ありがとうございます。他に意見等はございますか。特に無いようですので、お諮りさせていただきます。 議案第1号「太田市都市計画墓園の変更に伴う都市計画決定の変更について」は、計画案について「異存なし」とすることにご異議ございませんか。ご異議がない方につきましては、挙手をお願いいたします。
	(挙手)

<p>湯沢議長</p>	<p>賛成多数により「異議なし」と認めます。よって、議案第1号については、計画案について「異存なし」とすることに決定されました。</p> <p>続きまして、議案第2号「太田都市計画区域一般廃棄物処理施設の敷地位置について」を担当課より説明をお願いいたします。</p>
<p>建築指導課 (井上参事)</p>	<p>建築指導課の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは、議案第2号「太田都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について」を説明させていただきます。</p> <p>はじめに、廃棄物処理施設の用途に供する建築物は、建築基準法第51条の規定により、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または増築してはならないと定められておりますが、同条のただし書きの規定により、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り、新築または増築をすることができます。本件は、このただし書きの規定に基づき申請されたものであり、都市計画法上、支障の有無について本審議会にてご審議いただくものでございます。</p> <p>次に、議案書8ページをご覧ください。本件の概要となっております。申請者は東金属株式会社代表取締役、宮下徹。敷地の位置は太田市新田木崎町1404番9の他4筆。用途地域は工業専用地域。主な施設は家電4品目、小型家電の一般廃棄物処理施設。処理能力は1日当たり62.76トンでございます。</p> <p>次に、議案書9ページをご覧ください。申請理由でございますが、本施設は小型家電リサイクルの専用工場として、平成29年に建築基準法施行令第130条の2の2の規定により、位置の制限を受けない規模の施設として新築され、現在稼働しております。今回の申請は3R（リデュース、リユース、リサイクル）等、時代の要請に応じ、既存施設に加え、家電リサイクル事業を始めとする、マテリアルリサイクルをさらに推し進めるため、家電4品目のリサイクル施設を増設するものであり、これにより1日当たりの処理能力が、現在5トンを超え、51条ただし書きの許可が必要となるため、所定の手続きを行うものでございます。</p> <p>続きまして、議案書10ページ、図1をご覧ください。こちらは都市計画図になります。申請敷地は、新田中部工業団地内の赤く塗られている部分で、周辺の主要施設までの距離を示しております。最も近いのはきざきまち幼稚園ですが、直線距離にしまして約400m離れております。</p> <p>次に、議案書11ページ、図2をご覧ください。申請地の付近見取り図になりますが、左側の白抜きは物流倉庫、右側の三角地は駐車場、その他周辺には工場が立ち並んでおります。黄色で示しておりますのが現在居住されている住居となっており、直線距離にして最短約170m離れております。前面道路の幅員は10m、市道2,060号線は15mになります。市道2,060号線は木崎小学校の通学路に指定されておりますので、搬入車両には予約システムを導入し、通学時間帯に予約を入れないこと、また、通学時間帯に車両が通行していないかを調査することとしております。</p> <p>続いて、議案書12ページ、図3をご覧ください。こちらは配置図にな</p>

建築指導課
(井上参事)

りまして、黄色で示しておりますのが今回増築される計画の建物で、Aの方が家電4品目の手選別、破碎、圧縮施設であり、Bの方が処理前後の保管倉庫でございます。C、Dは既存の小型家電リサイクル工場で、こちらの方に当施設の管理事務所がございます。敷地内には緑地帯を設けており、家電4品目の破碎施設の西側には、騒音対策としての防音壁を設置しております。車両の出入り口は、北東側の1ヶ所のみでございまして、敷地周囲にはフェンスが設置されております。

次に、議案書13ページ、図4をご覧ください。こちら家電4品目の搬入、搬出の動線図になります。青線が搬入動線、赤が処理後の動線となっております。車両は一方通行となるように計画されております。1日当たりの搬入車両は通常6台程度を見込んでおり、待機スペースとしては十分なスペースは確保しております。

続きまして、議案書14ページ、図5をご覧ください。家電4品目のうち、冷蔵庫及び洗濯機の処理工程を説明いたします。一般廃棄物として搬入された冷蔵庫はフロンガスを引き取った後、手作業により棚等が取り出され、同じく洗濯機も手作業により洗濯槽が取り出されます。手作業により選別できないものは、破碎機や磁選機等を経由し、有価物と廃棄物に分けられ、混合物については、小型家電の破碎施設へ運ばれます。

次に、議案書15ページ、図6をご覧ください。テレビ及びエアコンについての処理工程ですが、一般廃棄物として搬入されたものは、一旦エレベーターで2階へ搬入されて、手作業による選別後、シューターにより1階に下ろされ、冷蔵庫や洗濯機の処理と同様、破碎等の処理が行われます。

議案書16ページ、図7をご覧ください。エレベーターにより2階に運ばれたテレビ及びエアコンの手作業による選別動線になります。テレビ及びエアコンは金属配線等が取り外され、手作業により選別できないものがシューターにより1階へと下ろされまして、先ほどご説明いたしました。破碎等の工程を送られます。

議案書17ページ、図8をご覧ください。こちらは小型家電の搬入、搬出の動線になります。青の方が搬入、赤の方が処理後の動線となっております。搬入された小型家電は、原則処理前保管場所へと運ばれることとなりますが、手選別施設の空き状況によっては、直接選別施設のほうに搬入されることもございます。

議案書18ページ。図9をご覧ください。小型家電の処理工程になりますが、一般廃棄物として搬入されたものは、手作業により廃プラ、金属等が取り出され、手作業により選別できないものは、家電4品目の混合物と合わせて、破碎機、磁選機等を経由しまして有価物と廃棄物に分かれます。

議案書19ページ、図10をご覧ください。こちらは搬入された家電が処理後、どのような有価物または廃棄物となるかを示したものになります。冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコンの家電4品目及び小型家電は、選別、破碎、圧縮され、廃プラ、鉄またはアルミや銅等の非鉄金属となり、こちらの方は売却されまして、混合物は委託により焼却処分となります。

以上が資料の説明になりますが、補足説明を加えさせていただきます。当施設は、「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規定」に基づき、太田市環境対策課に事前協議書が提出され、騒音、振動等、生活環境の保全上の見地から審査されております。また、都市計画課にも同様に提

<p>建築指導課 (井上参事)</p>	<p>出され、太田市都市計画マスタープランにおいて都市計画上支障がないことも確認されており、令和5年6月7日付けで、一般廃棄物処理施設設置許可の方向で事前協議の方が終了しております。 以上で、議案第2号の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>只今、担当課より議案第2号「太田都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について」の説明がありました。 只今の説明に関しまして、審議をお願いいたします。何かご意見やご質問等はありませんか。 本件に関して一番気になるのは、施設内の機械稼働や車両の搬入によって発生する騒音ではないかと思えます。特に関東の千葉県あたりでも、車両の解体によって近所への騒音が問題になっていると聞いたことがあります。今回の申請につきまして、法令等で規定されている騒音の規定値に対して、どのくらいの音が出るのかという点についてご説明いただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>建築指導課 (森代理)</p>	<p>こちらの地区は工業専用地域であり、環境対策課との協議の中では騒音規制法の第4種の区域となっております。朝夕では65デシベル、これがおおよそ強運転の掃除機程度の音量となります。昼間では70デシベル、これが直近でセミの鳴き声が聞こえる程度の音量となっております。夜間では、55デシベルで、これが家庭用のエアコンの室外機程度の音量となっております。規制としてはこれらのデシベルが規定されております。今回施設の計画にあたっては、環境影響調査における予測騒音というものを行っておりまして、その結果最大でも63デシベルという結果が出ており、規定を満たしているということになっております。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>先ほどの説明の中で、夜間の規定値は55デシベルだとありましたが、63デシベルだと超えてしまうのではないのでしょうか。</p>
<p>建築指導課 (森代理)</p>	<p>夜間は午後9時から午前6時までとされており、今回の施設に関しては、基本的に夜間は操業しない計画となっております。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>それでは、昼間の規定値を満たしているため問題ないということですね。ちなみに、予測騒音というのはどのような方法で計測するのでしょうか。</p>
<p>建築指導課 (森代理)</p>	<p>敷地の4方向に測定地点がありまして、そちらで既存の小型家電リサイクルの騒音値と、今回計画地に入れる機械のメーカーの騒音値を用いて予測を立て、それで検討をしているところでございます。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>図面を見ますと、議案書11ページに最も近い住宅まで170mとありますが、そこまで影響はないということで理解してよろしいでしょうか。</p>
<p>建築指導課 (森代理)</p>	<p>はい。その認識で問題ございません。</p>

<p>湯沢議長</p>	<p>ありがとうございます。その他にご意見やご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>廃棄物処理施設というと迷惑施設として捉えられる場合が多いですが、きちんと法律に基づいて操業するということが必要であり、今回は工業専用地域の真ん中あたりに位置しているということも考えると、周辺に関する影響は微々たるものであるというふうに感じます。</p> <p>特にご意見やご質問等がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「太田都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について」は、計画案について「異存なし」とすることにご異議ございませんか。ご異議がないようでしたら、挙手をお願いいたします</p>
	<p>(挙手)</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>賛成多数により「異議なし」と認めます。よって、議案第2号については、計画案について「異存なし」とすることに決定されました。</p> <p>以上で本日の審議を終了いたします。傍聴人におかれましては、事務局の指示に従って退場していただきたいと思っております。</p>
<p>事務局 (宍戸主事)</p>	<p>(傍聴人退場)</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>それでは議長の職を終わらせていただきます。審議につきまして、ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (塚本代理)</p>	<p>湯沢議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には慎重なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>只今、ご審議いただきました案件につきましては、頂いたご意見等を参考に事務を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会を全日程を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>